

広報すぎなみ

Suginami



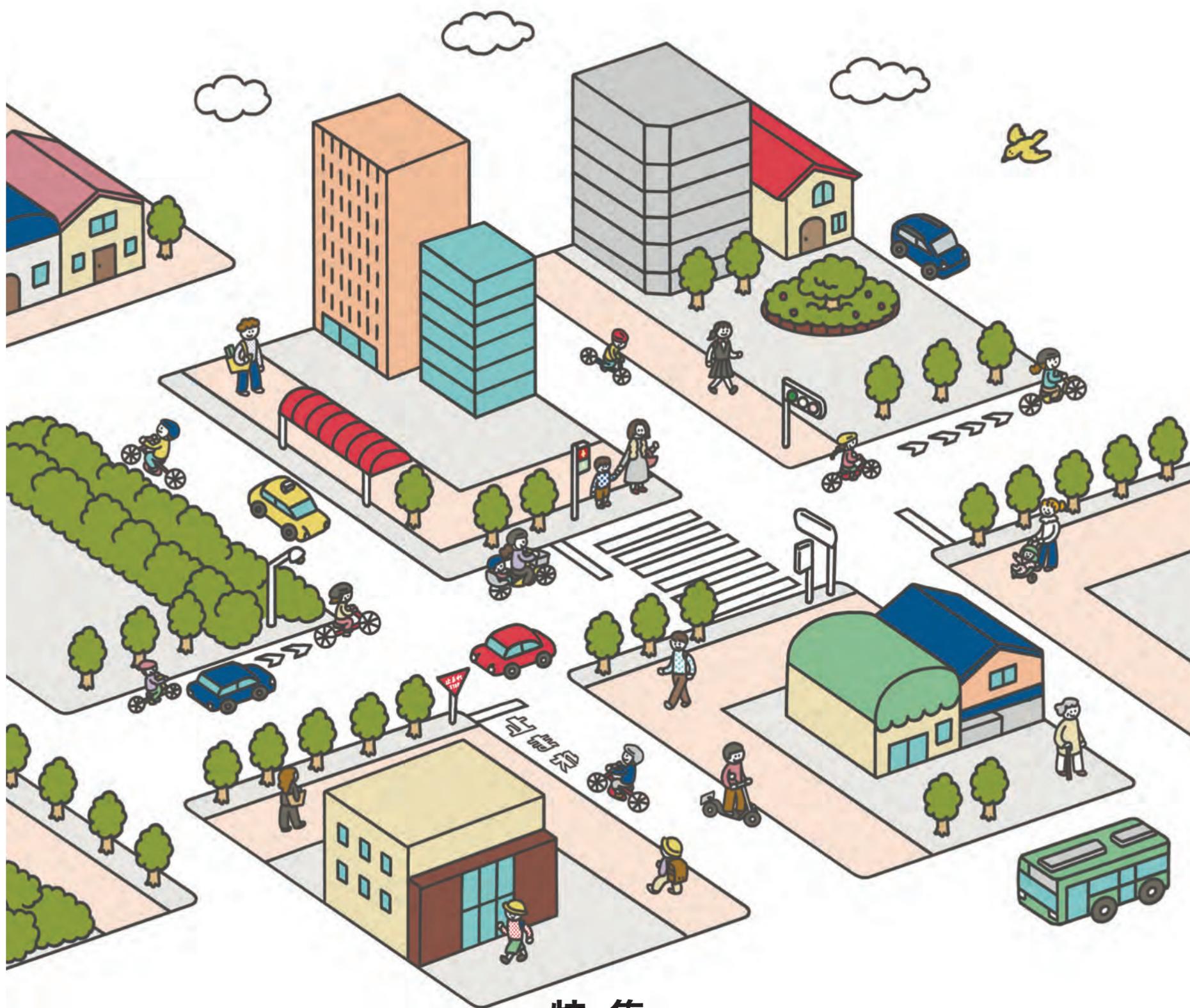
みどり豊かな 住まいのみやこ

11/1
令和5年(2023年)
No.2364

ルールを守って、
あなたの命を守る。

身近な乗り物である自転車は、乗る人だけでなく乗らない人も事故に巻き込む場合があります。今号では、交通ルールやまちで見かける危険な運転、事故から命を守るヘルメット着用の重要性について紹介します。正しく安全に自転車を利用しましょう。

詳細は、8・9面へ



特集

乗る人も乗らない人も 安心なまちを目指して ～自転車の安全利用

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 | ☎ 3312-2111(代表) FAX 3312-9911(広報課直通) | 🌐 区ホームページ: <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> | 📄 発行: 杉並区 | 📝 編集: 広報課



「広報すぎなみ」は月2回(1・15日)発行。新聞折り込みでの配布のほか、区施設・区内各駅などの広報スタンドに置いています。入手が困難な方には個別配布をしています。ご希望の方は、電話・ファクス・Eメール・LoGoフォームからお申し込みください。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



乗る人も

乗らない人も



安心なまちを目指して ～自転車の安全利用

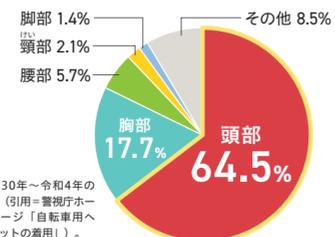
自転車は子どもから高齢者まで利用できる身近な乗り物ですが、交通ルールを守らずに利用すると、自分が被害を受けるだけでなく、交通事故の加害者となる場合もあります。交通ルールを守り、自転車に乗る人も乗らない人も安心なまちを目指しましょう。

—問い合わせは、杉並土木事務所交通安全係 ☎3315-4178へ。

ヘルメットが自転車事故から命を守る！

道路交通法の改正により、4月から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されました。都内の自転車事故では、**死亡者の約7割が頭部に致命傷**を負っています。また、自転車事故でヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、着用していた場合と比較すると**約2.3倍**になります。命を守るために、自転車利用者、特に区内で自転車事故が多い20～50代の方はヘルメットの積極的な着用をお願いします。

都内の自転車事故死亡者の損傷部位



※平成30年～令和4年の割合（引用＝警視庁ホームページ「自転車用ヘルメットの着用」）。

1 飲酒運転

飲酒後の自転車利用は、悪質・危険な犯罪行為です。「飲んだら乗らない」を徹底しましょう。



2 一時停止無視・信号無視

「止まれ」の標識がある交差点は危険がある目印です。一時停止せずに交差点に進入すると、出合い頭の交通事故に遭う危険があります。信号は必ず守りましょう。



5 ながら運転

傘・スマートフォン・イヤホンなどを使いながらの運転は、片手運転でバランスを崩したり、周りへの注意がおろそかになるため危険です。走行中は運転に集中しましょう。



6 ヘルメット未着用

ヘルメットの着用は、子どもだけではなく大人も努力義務とされています。交通事故による被害を軽減するために、SGマークなどの安全基準を満たしたヘルメットを着用しましょう。



その他にも...

夜間無灯火

ライトは進む先を照らすだけでなく、自転車の存在を周囲に知らせるためにも大切です。夜間の運転では、必ずライトを点灯しましょう。



こんな乗り方していませんか？ キケンな運転はやめましょう！

自転車は車と同じ車両です

自転車は道路交通法上の「軽車両」で、車の仲間です。車と同じく、利用者が交通ルールを守らずに危険な運転をすると交通事故につながります。区内の交通事故件数は減少傾向にありますが、自転車関与事故の割合は4年間で**46.9%**であり、**3年から1.6%増加**しています。交通事故を防ぐために、車両としての意識を持ち、正しく安全に自転車を利用しましょう。



3 歩道の通行

自転車は車道の通行が原則です。例外的に歩道を通行できる場合でも、歩道は歩行者が優先です。歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の妨げとなるときは一時停止しましょう。



4 逆走

車道を逆走すると、正面から来る車両などと衝突する危険があります。車道の左側を通行しましょう。

CHECK!

自転車歩道通行可の場合

自転車が例外的に歩道を通行できる場合は、以下の3つです。

- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」標識（右図）がある
- ・12歳以下の子ども、70歳以上の方、身体が不自由な方が運転している
- ・通行の安全を確保するためやむを得ない（道路工事をしている、駐車車両が続いている、交通量が多く道幅が狭いなど）



「普通自転車歩道通行可」標識の撤去

区内の国道・都道・区道の歩道に設置されている標識は、順次撤去する予定です。撤去後は、例外を除き、自転車は歩道を通行することができません。

目 杉並警察署 ☎3314-0110、高井戸警察署 ☎3332-0110、荻窪警察署 ☎3397-0110

トラブル増加中！

電動キックボードも車両です

7月に、特定小型電動機付自転車（電動キックボードなど）の交通ルールができました。交通ルールを守り、正しく利用しましょう。詳細は、都生活文化スポーツ局ホームページ（右下2次元コード）をご覧ください。



主な交通ルール

- ・原則、車道または自転車道を通行
- ・15歳以下の方は運転禁止。16歳以上の方は運転免許不要
- ・飲酒運転の禁止



NEW!

自転車用ヘルメットの購入費用を助成します！

区では、自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の助成を始めました。

- ・区内在住の方 = **3000円**
- ・区内在住で講習会を受講した18歳以上の方 ほか = **5000円**

助成額 (上限)

詳細は、16面をご覧ください